

令和3年8月26日

蕨市立小・中学校保護者 様

蕨市教育委員会

### 夏季休業期間終了後の市町村立学校の対応について

日頃より新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、報道等によると、デルタ株への置き換わりが進む中で、県内でも新規感染者数が急速に増加しており、これまでに経験したことのない感染拡大の局面を迎えております。

また、最近の感染者数の増加に伴い、夏季休業期間中の部活動などの教育活動の場面や学習塾などで相次いで複数の陽性者が確認されており、児童生徒の感染者数についても増加が懸念されます。一刻も早くこの感染状況を抑えることが必要であり、学校や家庭においても感染拡大への危機感を共有し、感染症対策の徹底を図ることが重要であると考えております。

こうした状況を鑑み、本市では夏季休業終了後の学校の教育活動等について、下記のとおり対応することといたしますので、お知らせいたします。

つきましては、重ねてご理解、ご協力のほど、お願いいたします。

### 記

#### 1 学校運営の基本方針について

感染防止対策を徹底しながら教育活動を行います。

#### 2 2学期当初の対応について（8月30日（月）～9月3日（金））

- (1) 2学期当初については、現在の新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、児童生徒及び教職員の感染防止及び、今後の長期の学級閉鎖等になった場合に備える観点から以下のとおり対応することといたします。

日 程	内 容
8月30日（月）	2学期始業式 午前：学活等（給食無し）
8月31日（火）	午前：授業（給食無し）
9月 1日（水）～ 9月 3日（金）	午前：授業（給食有り） 給食後下校 午後：家庭でのオンライン学習 （同時双方向型又はオンデマンド型）

※9月1日（水）～3日（金）午後の家庭でのオンライン学習については、通信環境が無い

等、実施が難しいご家庭については、学校へご連絡ください。

(2) 通級指導教室について

9月1日(水)～9月3日(金)まで全教室午前中のみ実施いたします。

**緊急事態宣言期間終了までの対応について**

**3 感染予防の徹底について**

(1) 健康観察の徹底

日々の健康状態を確認するため、検温・健康観察を徹底いたします。

なお、お子様に発熱等の風邪症状がみられる場合や家庭内に体調不良者がいる場合は登校をお控えください。

(2) 手洗い・マスク着用の徹底と適切な換気・保湿の実施

手洗い及びマスクの正しい着用及び常時換気を徹底いたします。

※不織布マスクの着用を推奨いたします。(一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果をもち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされております。)

(3) 食事(給食)中の会話禁止

食事(給食)中の会話は禁止とし、会話は食事後にマスクを着用してから行うよう指導いたします。

**4 運動会や修学旅行等の学校行事について**

- ・ 児童生徒が学年を超えて一堂に集まって行う始業式等の学校行事は、校内放送やICTを活用して実施いたします。
- ・ 運動会や体育祭等を実施する場合、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分検討いたします。
- ・ 修学旅行等の宿泊を伴う行事や郊外での活動は、目的地等の状況、児童生徒の心情等を踏まえ、保護者の皆様の十分な理解を得て、中止または延期も含め、実施の可否を判断してまいります。

**5 学習活動の取扱いについて**

(1) 授業実施上の留意事項

- ・ 授業実施の際は、常時換気を基本といたします。難しい場合でもこまめに換気を行うとともに、原則マスクを正しく着用させ、児童生徒同士の間隔を可能な限り確保いたします。
- ・ 児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワークや話し合い活動については行いません。ICT等を使って考えを交流する等、感染防止対策を徹底しながら、緊急事態宣言期間中であっても対話的な学びが充実するような工夫を講じてまいります。

(2) 感染リスクが高い学習活動について

緊急事態宣言措置期間中においては、以下に例を挙げるような「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は、原則行いません。

各教科における「感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動」として、下のような活動が挙げられる（①～④は特にリスクの高いもの）。

①各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」

②音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」

③家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」

④体育・保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

⑤理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」

⑥図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

上記の活動に限らず、学級全体で一斉に行う音読や群読、近距離で大きな発声を伴う活動やマスクを外して行う運動など、感染リスクが高いと考えられる活動についても同様に取り扱いします。

## 6 部活動の対応について

部活動を実施する場合は、引き続き以下のとおりとします。

月曜～金曜	土曜・日曜	校外活動 合同練習・練習試合等	泊を伴う活動
週2日以内 90分以内	禁止	禁止	禁止※関東、全国大会に出場する場合を除く

- ・公式大会やコンクール等に出場するために、校長が必要と判断した場合は、市の方針に基づく活動を認めます。ただし、市の方針に基づく活動の範囲内だとしても、次項による合同練習や練習試合等については、週2回以内とします。
- ・練習試合等については、大会等の準備のために校長が必要と判断した場合のみ実施を認めます。ただし、自校を含めて2校のみでの活動とし、他の都道府県の学校を本県に招いての活動は行いません。
- ・校外活動や泊を伴う活動は、全国大会等に出場するため及び大会前日に現地に到着していなければ準備が間に合わない等、やむを得ないと校長が判断した場合のみ認めます。
- ・定期演奏会や発表会等を実施する場合は、感染防止対策を徹底します。
- ・今後の感染状況によっては、部活動の原則中止を依頼することもあります。  
なお、大会等を控えていない部活動については、実態に応じて中止や活動縮小とするなどの対応も検討してまいります。

## 7 やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する出席の取扱いと学習方法及び給食について

- ・新型コロナウイルスの感染不安により、やむを得ず学校に登校できない等、合理的な理由があると校長が判断する場合には、欠席とせず、出席停止といたします。出席停止期間

中の学習方法等については、お子様の在籍校より直接お知らせいたします。

なお、連続して5日以上（土・日・祝日等の給食提供のない日、学校行事等で給食を止めている日を除く）欠席する場合は給食費が減額となりますので、学校へお申し出ください。

## 8 進路に伴う学校説明会について

- ・ 事前に検温等の健康観察を行い、発熱等がある場合は参加を見送っていただきますようお願いいたします。
- ・ 校内だけでなく、行き帰りの公共交通機関においてもマスクの着用、直行直帰の徹底をお願いいたします。
- ・ 説明会を実施する学校の指示に従っていただきますよう、お願いいたします。

## 9 児童生徒の心のケアについて

新学期の開始を心待ちにしているお子様も多い反面、このコロナ禍において、さまざまな不安やストレスを抱えているお子様も少なくないと思われます。

お子様について、心配なことがある時は、学校や関係機関にご相談ください。